

## 秩父広域市町村圏組合水道告示第6号

秩父広域市町村圏組合水道事業基本構想等改定アドバイザー業務委託に係る受託候補者の選定を公募型プロポーザルにより実施するので次のとおり公告する。

令和5年7月6日

秩父広域市町村圏組合水道事業

秩父広域市町村圏組合管理者 北堀 篤

### 秩父広域市町村圏組合水道事業基本構想等改定アドバイザー業務委託 公募型プロポーザル方式実施要領

#### 1 趣旨

本業務は、秩父広域市町村圏組合水道事業（以下「組合」という。）が令和3年度に策定した「秩父地域水道事業広域化基本構想（ビジョン）」、「秩父地域水道事業広域化基本計画」、「秩父広域市町村圏組合水道事業経営戦略」について、事業の進捗や経営環境の変化を踏まえた投資・財政バランスの見直しを行い、改定するとともに、次期料金改定に向けた審議会支援を行うものである。

この要領は、本業務を履行できる能力を有する事業者の中から、業務委託に対する意欲、資質及び技術的な能力等が優れた者を、公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により選定するために必要な事項を定める。

#### 2 委託業務の概要

##### (1) 業務名及び対象事業

業務名	秩父広域市町村圏組合水道事業基本構想等改定アドバイザー業務
対象事業	秩父広域市町村圏組合水道事業

##### (2) 業務内容

業務内容は、次に掲げるものを「主要な業務」とし、詳細は別紙「秩父広域市町村圏組合水道事業基本構想等改定アドバイザー業務委託水準書」(以下「水準書」という。)に定めるものとする。

- ア 現行計画のフォローアップ
- イ 管網モデルの作成と現況解析
- ウ アセットマネジメント（資産管理）調査
- エ 施設整備計画の再検討

- オ 財政計画の見直し
- カ 料金体系の検討
- キ 審議会運営支援
- ク 基本構想・基本計画・経営戦略の改定等
- ケ 報告書の作成

(3) 業務委託の期間

委託期間は、契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(4) 提案見積限度額

委託期間に係る提案見積限度額の総額は、38,500,000 円(税込み)とする。プロポーザル参加に際し、業務委託に係る提案見積書に記載する見積金額は、この限度額を超えてはならない。提案内容に関わらず、この限度額を超えるものは無効とする。  
なお、この金額は契約予定価格を示すものではない。

### 3 参加資格

提案競技に応募する資格を有するものは、次に掲げるすべての事項に適合する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。また、同条第 2 項に該当する者であった場合、その事実があった後 3 年を経過した者であること。
- (2) 参加申込期間中、秩父広域市町村圏組合の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止を受けていないこと。また、審査決定日までに指名停止を受けないこと。
- (3) 令和 5・6 年度秩父広域市町村圏組合入札参加資格者名簿の建設コンサルタントの内、「水道施設」に登録されていること。
- (4) 埼玉県内に本店または営業所、支店、事務所を有すること。
- (5) 過去 5 年以内(※1)に水道広域化推進プランの策定、もしくは水道広域化をした自治体の水道施設の広域化施設整備計画(人口予測や水需要に基づいた施設の統廃合、ダウンサイジングの検討を含むもの)の策定に関する業務委託の元請けとしての実績を有すること(※2)。

※1：平成 30 年 4 月 1 日から本業務の掲示の日まで

※2：完了した実績のみとし、現在履行中のものは除く

(6) 当該業務の実施体制

- ア 配置予定の管理技術者は、以下の資格を有すること。
  - ・技術士(総合技術監理部門 上下水道一上水道及び工業用水道)
- イ 配置予定の照査技術者は、管理技術者と同等の資格を有することとし、管理技術者との兼務は不可とする。
- ウ 管理技術者及び照査技術者は、同種業務の履行実績を有すること。(テクリス登録書により確認できること)  
また、参加表明書提出日以前 3 ヶ月以上の雇用関係を有すること。
- エ 「主要な業務」(2(2)参照)について、再委託または技術協力が無いこと。

#### 4 実施スケジュール

##### (1) 実施スケジュール

	実施内容	期日等
1	提案応募要領・水準書・評価基準要領の公表	令和5年7月6日(木)
2	質問書の提出期限	令和5年7月13日(木) 午後5時
3	質問書への回答	令和5年7月21日(金)
4	参加表明書の提出期限	令和5年7月28日(金) 午後5時
5	参加表明書の確認、技術提案書等の提出依頼	令和5年8月3日(木)
6	技術提案書等の提出期限	令和5年8月10日(木) 午後5時
7	プレゼンテーション	令和5年8月24日(木)
8	受託候補者決定・通知	令和5年8月下旬

##### (2) 提出先及び問い合わせの窓口

[本件に関する書類等の提出先、問い合わせ先]

秩父広域市町村圏組合 水道局 経営企画課 八木・石橋

〒368-0054 埼玉県秩父市別所 538 番地

電話 0494-25-5221 FAX 0494-23-6444

e-mail [keieikikaku@union.chichibukouiki.lg.jp](mailto:keieikikaku@union.chichibukouiki.lg.jp)

[入札参加資格の登録に関する問い合わせ]

事務局契約検査課 電話 0494-23-2489

#### 5 提案応募要領及び水準書に関する質問及び回答

参加申込みを行うに当たり、本要領及び水準書に疑義がある場合は、以下の方法により質問を受け付ける。

##### (1) 提出方法

質問書(様式1号)に必要事項を全て記入の上、電子メールに添付し提出すること。なお、電子メールの表題は「基本構想等改定アドバイザー業務委託に関する質問」とすること。

##### (2) 提出期限

令和5年7月13日(木) 午後5時まで

##### (3) 回答方法

質問書に記載されたメールアドレスあてに回答書を添付の上、返信するとともに、水道局ホームページ上へ質問者名を伏して公表する。

##### (4) 回答日

令和5年7月21日(金)

## 6 参加表明書・技術提案書等の提出

### (1) 提出書類及び提出部数

以下の提出書類について、正本1部、副本12部を提出すること。なお副本は正本のコピーとする。

#### ア 参加表明書(様式2号)

(ア) 正本は社印(団体印)及び代表者印を押印すること。

#### イ 参加要件資料(様式3号)

(ア) 登録状況

(イ) 保有する技術職員の状況

(ウ) 同種または類似の業務の実績

#### ウ 技術提案書(様式4号)

(ア) 正本は社印(団体印)及び代表者印を押印すること。

#### エ 技術資料(様式5号)

(ア) 当該業務の実施体制

① 配置予定の管理技術者、照査技術者(兼務不可)及び担当技術者について記載すること。

② 配置予定の技術者の資格、経歴、業務実績については、これを証する契約書、資格者証等の写しを添付すること。

③ 主要な業務以外の業務で再委託又は技術協力等の予定がある場合は記載すること。

(イ) 技術者動員計画

① 技術者の職種区分は適宜とし、必要な人員を計上すること。

#### オ 技術提案(様式自由)

技術提案を求める具体的な内容は以下の事項とし、分かりやすく簡潔に記載し、30ページ以内にまとめること。

- ・ 本地域の水道事業の課題の分析
- ・ 事業の効率化に向けた提案
- ・ リスク管理への対応に向けた提案
- ・ 水道施設整備事業の進捗管理に向けた提案
- ・ 本業務における検討手順と工程管理を円滑に行うための工夫

#### カ 提案見積書(様式自由)

(ア) 正本は社印(団体印)及び代表者印を押印すること。

(イ) 様式は自由とするが、内訳は(様式5号)「2 技術者動員計画」の作業項目に合わせて記載し、積算内容が分かるようにすること。

#### キ その他必要な書類

### (2) 提出方法

持参または郵送とする。郵送で提出した場合は、到達したことを電話で担当者に確認すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに到達したものに限り。

### (3) 提出期限

①参加表明書：令和5年7月28日(金)午後5時(必着)まで

- 提出書類：参加表明書（様式2号）及び参加要件資料(様式3号)
- ②技術提案書：令和5年8月10日（木）午後5時(必着)まで
- 提出書類：技術提案書(様式4号)、技術資料(様式5号)、技術提案（様式自由）  
及び提案見積書(様式自由)

## 7 受託事業者の選定

### (1) 選定機関

本業務の受託事業者の選定は、秩父広域市町村圏組合水道事業基本構想等改定アドバイザー業務委託事業者選定委員会が実施する。

### (2) 選定方法

「秩父広域市町村圏組合水道事業基本構想等改定アドバイザー業務委託に係るプロポーザル評価基準要領」に基づき、提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行う。審査は点数制とし、得点が一番高いプロポーザル参加事業者(以下「参加者」という。)を受託候補者とする。同点の場合は最も技術提案の評価が高い参加者を受託候補者とする。評価点数が最高点(100点)の50%(50点)未満の点数の参加者は失格とする。

### (3) 技術提案書等のプレゼンテーション

プレゼンテーションの実施は、次のとおり予定し、詳細については、別途連絡する。

ア 実施場所 秩父広域市町村圏組合クリーンセンター3階大会議室

イ 参加者のプレゼンテーション出席数 5名以内

ウ プレゼンテーション時間 60分以内

- ・機器等の準備 10分
- ・プレゼンテーション 30分
- ・質疑応答 10分
- ・機器等の撤去 10分

エ プレゼンテーション実施にかかる持込機材は、全て参加者が準備する。ただし、スクリーンについては、組合が準備する。

オ プレゼンテーションの順番は、技術提案書の受付順とする。

カ 組合は、提案内容を正確に記録するため、録音等を行う。ただし、記録したものは、審査以外には使用しない。

### (4) 審査結果通知

審査結果は、書面及び電子メールで参加者に通知する。

## 8 失格要件

### (1) 失格事項

参加者が次の事由に該当した場合は、審査結果等に関わらず既に決定した事項を取り消し、失格とする。

ア 参加者の備えるべき参加資格要件を満たさないと判明した場合

イ 本業務の契約締結日までに参加資格を欠く者となった場合

ウ プロポーザルの実施に関して、不正あるいは公正さを欠く行為があった場合

(2) 順位の繰上

受託候補者が失格となった場合、もしくは何らかの理由により組合が契約を履行できないと判断した場合は、上位であったものから順に当該業務委託の交渉を行う。

9 契約の締結

(1) 契約の手続

受託候補者と組合は、速やかに本業務のための契約締結に向けた協議を行い、協議結果に基づき契約を締結する。

(2) 契約の方法

受託候補者と組合において随意契約により業務委託契約を締結する。

10 その他の留意事項

(1) 提出された書類の取扱い

ア 書類の返却

提出された書類は、審査終了後においても一切返却はしない。また、提出された書類の変更、追加、差し替え等は、原則として認めない。

イ 個人情報等の取り扱い

提出された書類に含まれる内容や個人情報等は、秩父広域市町村圏組合情報公開条例及び秩父広域市町村圏組合個人情報保護法施行条例に基づき適正に管理する。

ウ 技術提案書の著作権

著作権は、当該提案書を作成した提案者に帰属するものとする。ただし、組合は、第6条の規定により特定した事業者の技術提案書について、必要と認めるときは、事業者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で複製し、転記し、又は転写できるものとする。

(2) 参加費用

本プロポーザルの参加に要する費用は、参加事業者の負担とする。

(3) その他

ア 一応募者の複数提案は禁止とする。

イ 参加表明書、技術提案書に記載した配置予定の技術者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き変更できない。

ウ 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合がある。